

令和2年4月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和2年4月20日(月) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

出席農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 欠 席 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルス感染予防による開催規模縮小により欠席

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

課長補佐(併任) 志賀 寿三

副主査(併任) 森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会4月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆さん、ご苦労様です。本日は新型コロナウイルスにより緊急事態宣言の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。法令による申請があり、期限も迫っており会議を開催することになりました。このようなことから今月の定例総会は農業委員のみとし推進員には出席要請をいたしませんでした。会議は必要最小限の時間で議事進行したいと思います。その中でも慎重なご審議をお願いしたいと思います。以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。議事に入る前に、本日は新型コロナウイルス感染予防のため規模を縮小して開催させていただいております。また、高木農業委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくをお願いします。

◆議長(泉田会長)

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年4月定例

総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告を報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

「(異議なし)の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には1番 鶴沼 久江 委員、7番 澤上 榮 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

お手元の資料の3ページをご覧ください。議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同法施行令第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和2年4月20日提出。双葉町農業委員会会長 泉田健一。

この案件は、昨年3月定例総会で許可を得たものです。別紙資料N03をご覧ください。双葉町大字中野字谷地前××他4筆、6239.39㎡にL型擁壁を設置するため、通路及び資材置場として使用するために一時転用を行い、令和2年4月に完了したものです。この農地は環境省が借地したものを、町が事業を実施するために借地しましたが原状回復ができない状況から再度、通路及び資材置場として田中・前田復旧・復興建設工事共同企業体が申請をすることとなりました。令和3年3月までに環境省が原状回復をすることになっています。今回の申請については中野字谷地前××他4筆、6,238㎡の一時転用の申請となります。今回双葉町農業委員会に承認いただければ、今月24日に福島県農業会議の常設審議委員会で審議いただき、その後県に進達いたします。以上となります。

◆議長（泉田会長）

これから議案第1号の審議に入ります。

本件に係る調査結果につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため事務局のみで現地確認を行いましたので事務局より報告願います。

○事務局長

4月16日に現地確認を行いました。資料のようにL型擁壁が設置されておりました現状に戻してあります。この状況をもとに再度、通路及び資材置場という形で同じ個所を使用している状況です。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○澤上委員

資料の16ページについてですが色別にしてある青道、赤道はなにですか。

○事務局長

すみませんでした。凡例が記載されておりました。青は水路で、赤は道路となります。法定外公共物ということでこちらの面積も含み行っております。

◆議長（泉田会長）

その他ありますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間13時37分）

引き続き、下記事項について協議

- （1）令和2年5月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について報告

- （1）工事完了報告について
- （2）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- （3）復興関連工事に伴う農地の一時使用について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....泉田 健一.....㊟

議事録署名人.....鵜沼 久江.....㊟

議事録署名人.....澤上 榮.....㊟

（閉会時刻14時01分）